

医師・歯科医師のための

# 休業補償プラン

万一、ケガや病気で休業を余儀なくされた場合、  
所得を補償し、医療経営者の生活をお守りします。



日本医療経営者共済協同組合

突然の病気やケガで働けなくなった時、収入はどうなりますか？

# 休業補償プランが不安を解消します。

## 3つのプラン

### Aプラン

### Bプラン

特長  
**1**

#### 入院時の免責期間なし!

入院の場合、**1日目**から補償。短期入院でも安心サポート！(Aプランの場合) ※次ページ Q.6 参照

特長  
**2**

#### 自宅療養も補償

入院中だけでなく**通院・自宅療養**による休業も補償します。※次ページ Q.6 参照

特長  
**3**

#### 何度でも受け取れます

通算して**1000日分**の共済金が支払われるまで継続されます。

特長  
**4**

#### 割安な掛金を設定

これだけ手厚い補償でも納得のいく**割安な掛金**を実現しました。

特長  
**5**

#### 掛金の支払方法が選べます

掛金のお支払いは、**年払い**と**月払い**から選択できます。

特長  
**6**

#### 加入手続きが簡単！

加入時の医師の検査は、原則不要。職種・健康状態の告知のみで加入できます。

特長  
**7**

#### 無事故なら共済掛金返還！

共済期間中無事故であれば、共済掛金相当額の**20%**を**返還**します。

特長  
**8**

#### 24時間ワイド補償

業務中・業務外・国内・国外を問わず、病気・ケガによる休業を**24時間補償**します。

特長  
**9**

#### 継続手続きも簡単に

掛け忘れを防ぐ、**自動更新**制度です。

特長  
**10**

#### 精神疾病も担保します

統合失調症、躁病、うつ病、アルツハイマー病などを補償します。詳しくはお問い合わせください。

### Cプラン



## さらに充実の**長期補償**で安心！

特長  
**1**

#### 長期療養でも安心

後遺障害などの長期の療養に備えることができます。てん補期間が**3年または5年**で安心が続きます。

特長  
**2**

#### 何度でも受け取れます

通算して**2500日分**の共済金が支払われるまで継続されます。

特長  
**3**

#### Aプラン、Bプランと組合せ可能

Aプラン、Bプランと**組合せて**加入することでさらに充実した補償となります。

特長  
**4**

#### 精神疾病も担保します

統合失調症、躁病、うつ病、アルツハイマー病などを補償します。詳しくはお問い合わせください。  
※ただし、てん補期間は1年のみとなります。

## Q&amp;A

所得補償共済についてのご質問にお答えします。

### Q.1 共済制度は大丈夫? (破綻しないの?)

A.1

当組合では、預かった掛金のうち諸経費を除いた掛金の大部分を海外の再共済会社へ再共済料として支払っています。これにより、運用リスクや多額の共済金支払による破綻リスクを最小限に抑えています。

再共済会社は高格付けの企業を選定し、毎年見直していますので、再共済会社の破綻リスクも最小限に抑えています。

### Q.2 共済商品の課税関係は?

A.2

法人契約の場合、契約者=共済金受取人であれば掛金を損金処理することが可能です。この場合、法人が受け取った共済金は全額益金です。代表者のみが加入する場合でも同様です。個人契約で契約者=被契約者=共済金受取人の場合、掛金は事業上の経費および所得控除とはなりませんが、受け取った共済金は非課税です。様々な場合が想定されますので、詳しくは所轄の税務署、または税理士にご確認ください。

### Q.3 事故があった場合の手続きは?

A.3

まずは募集代理所へ事故が発生した旨のご連絡をお願いします。募集代理所より、共済金のお支払いに必要な書類(共済金請求書・当組合指定の診断書等)をお渡ししますのでご記入・ご捺印をお願いします。その後、当組合による医療調査を経て有無責が判定され、支払額の決定がされます。

なお就業不能が長期化する場合は、復帰するまでの間1ヵ月単位で確定している共済金をお支払いする内扱い手続きも可能です。

### Q.4 通算支払限度日数は一個人に適用されるのですか?

A.4

その通りです。通算支払限度日数は、病気・ケガによる、全ての就業不能に対する共済金の支払日数を合計したものです。就業不能の原因に関わらず、過去の契約も通算して一個人が受け取れる共済金は、A・Bプランの場合1,000日分、Cプランの場合2,500日分が上限と定められています(所得補償共済約款第2章第3条第5項)。通算して上限日数に到達した時点で、以後の共済金は給付されません。

### Q.5 既往症があったり服薬していても所得補償制度に加入できますか?

A.5

募集人に詳細をお伝え頂き、申込書の告知欄に具体的な内容をご記入ください。当組合の判断により、医師の診断書をご提出頂く可能性があります。当組合の審査の結果、共済金の支払いを制限する条件を付けさせて頂く場合があります。また、ご加入できない場合もありますので予めご了承ください。

なお、被共済者が自らの判断で服薬をしている場合は治療中とみなします。

### Q.6 Aプランの「免責ゼロ」について詳しく教えてください。

A.6

Aプランでは、「入院を伴う就業不能」の場合の免責期間は「0日間」です。ただし、入院を伴う就業不能であっても、就業不能期間の最初に自宅療養期間がある場合は、自宅療養期間を対象に4日間を上限として共済金の支払対象期間から除外します。退院後の自宅療養には免責はありません。

例1

最初に2日間自宅で療養し、その後10日間入院してから復帰した場合  
 ●就業不能期間=12日間  
 ●共済金支払対象期間=10日間  
 (=就業不能期間12日間-免責期間2日間)

例2

自宅療養が1週間続き、その後復帰した場合  
 ●就業不能期間=7日間  
 ●共済金支払対象期間=3日間  
 (=就業不能期間7日間-免責期間4日間)

### Q.7 現在Aプランの2年てん補に加入しています。

Cプランに加入すると、Aプランとてん補期間の重複がありますが、共済金は重複して支払われるのですか?

A.7

支払われません。Cプランに加入する場合、既契約のAプランまたはBプランの2年てん補契約を、1年てん補契約へ変更する必要があります。

詳細については、共済代理所、または販売担当者にご確認下さい。

## プランの補償比較

プラン名	Aプラン	Bプラン	Cプラン
てん補期間	1年もしくは2年		3年
加入可能年齢	25歳~79歳		25歳~69歳
免責日数	0日(自宅療養は最大4日)	7日	365日
通算支払限度日数	1,000日(被共済者1名につき)		2,500日(被共済者1名につき)
補償金額の上限	①・②いずれか低い方 ①1,000万円/月 ②年商×70%÷12ヵ月		①・②いずれか低い方 ①200万円/月 ②年商×50%÷12ヵ月
法人契約の可否	可		可
無事故戻し	あり (無事故で共済期間満了の場合、掛金の20%相当額を返戻)		なし
解約払戻金 (年払契約の場合)	あり (解約届出日の翌月末日以後の残月数に応じて月割で返戻)		あり (解約届出日の翌月末日以後の残月数に応じて月割で返戻)
満期給付金	なし		なし
精神障害	担保		担保(ただし、てん補期間は1年)
天災危険 (地震・噴火・津波)	担保	不担保	担保

## ご加入方法

1. 加入にあたっては「所得補償共済加入申込書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、取次者にご提出ください。

※役員・従業員をとりまとめて法人や個人事業主が同一の指定講座(法人名の口座等)から複数人数分を引落す場合、口座振替依頼書は1通で結構です。

2. 共済掛金相当額はご指定の口座から自動引落し致します。当プランの共済掛金相当額の集金は三菱UFJファクターに委託しております。

### 所得補償共済のご契約にあたっての重要事項のご説明

所得 補償 共済 (基 本)	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
	<p>共済の対象となる方(被共済者)が、共済期間中に、日本国内・国外において病気またはケガによって就業不能になった場合</p> <p>※就業不能が生じた時点における補償金額が、共済の対象となる方の加入限度額を上回っている場合には、この上回る部分についても共済金をお支払いしません。</p> <p>※補償の対象となる期間は、1回の就業不能に対し、免責期間を超える就業不能期間でかつてん補期間を限度とします。</p> <p>※就業不能期間(免責期間を除きます)が1カ月に満たない場合、または1カ月末未満の端日数が生じた場合には、1カ月を30日として所得補償共済金を日割り計算します。</p> <p>※継続契約の場合で、病気またはケガの発生時がその契約の共済期間開始前であるときは、その契約の支払い条件により算出された共済金と、病気またはケガの契約支払い条件によく算出された共済金の額のうちいずれか低い金額をお支払いします。</p> <p>※当組合にご加入いただいてからの通算した全共済期間(本プラン以外のプランも含みます)において所得補償共済金の支払い限度は1000日とします。</p> <p>※前の就業不能が終了後、その原因となった身体障害によって6ヶ月以内に再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなされます。前の就業不能が終了後、その原因となった身体障害によって6ヶ月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となった場合には、異なる就業不能とみなして新たに免責期間及びてん補期間を適用します。</p>	<p>免責期間をこえる就業不能期間1カ月につき加入証書記載の補償金額をお支払いします。</p>	<p>次の事由に起因する病気やケガによる就業不能に対しては、共済金をお支払いしません。</p> <p>(1) 故意または重過失 (2) 自殺、闘争または犯罪行為 (3) 麻薬、シンナー、覚せい剤などの使用(使用目的として医師が用いた場合を除きます) (4) 戦争、暴動、テロ行為および核燃料物質</p> <p>※てん補行為とは、政治的、社会的もしくは宗教的・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(5) 妊娠、出産、早産、流産 (6) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」または腰痛で他覚症状のないもの) (7) 精神障害のうち、知的障害、アルコール依存、薬物依存など (8) 精神障害による就業不能の場合は、共済開始時より6ヶ月間は免責 (9) 約款に定める危険な運動等を行つている間に生じた事故 (10) 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔い運転など (11) 地震・噴火・津波(Aプランを除く)</p>

●免責期間とは  
就業不能が発生した日から共済金お支払いの対象とならない期間をいいます。

●就業不能とは  
共済の対象となる方が、病気またはケガを被りその治療のために入院、又は入院以外で医師の治療を受けていることにより、業務にまったく従事できない状態をいいます。  
※「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## ご契約に当たって

### 健康状態の告知について

●被共済者(共済の対象となる方)に健康状態についての「質問事項」にお答えいただき、自署捺印していただきます。なお、お答えの内容と事実が相違していますと、共済金が支払われないことがありますのでご注意ください。 ●この共済にご加入になる前から発生しているケガや病気(痔核、腰痛などの持病・慢性病を含みます)による就業不能については、告知の内容にかかわらずお支払いの対象となりません。

### 職務内容の告知について

●職務名とともに作業の有無・作業の種類などお仕事の具体的な内容についてもお知らせください。また、職業や職務に変更があった場合は取扱代理所へご連絡のうえ所定の手続きをお取りください。ご連絡がなかった場合、共済金が支払われないことがありますのでご注意ください。

### ご契約上のお願い

●過去の傷病歴や現在の健康状態・年齢などにより、ご加入をお断りしたり、当組合の提示する引受条件での加入をお願いすることがありますのであらかじめご了承ください。来年以降ご継続される場合も同様といたします。 ●年齢が25歳未満の方はご加入できません。

### その他

●共済掛金は所得税法上の生命保険料控除の対象となりません。

## 万一事故にあわれたときは、直ちに事故報告を

●ケガ・病気によってこの共済の対象となる就業不能が開始したとき、直ちに取扱代理所にご通知ください。なお、共済金の請求にあたっては原則として所得を証明する書類(給与証明書、源泉徴収票、確定申告(写)等)をご提出いただきます。

※ご通知が事故発生から30日以内になかった場合は、共済金が支払われないことがありますのでご注意ください。

## 日本医療経営者共済協同組合について

●当組合は、中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、設立の認可を受けた共済専門の協同組合です。

医師・歯科医師の皆様に対し、「価値ある共済」を提供することを目指しています。

当組合および当共済に関するご意見、ご質問等がございましたら、お気軽に取扱代理所または当組合へお問い合わせください。

☆このパンフレットは「所得補償共済」の概要をご案内したもので、詳細は下記取扱者にお問い合わせください。

取扱者名

株式会社 SOTコンサルティング

〒848-0035 伊万里市二里町大里乙1766-4

TEL 0955-23-6712 FAX 0955-22-2783

引受団体 日本医療経営者共済協同組合

提案者:

株式会社 SOTコンサルティング

〒848-0035 伊万里市二里町大里乙1766-4

TEL 0955-23-6712 FAX 0955-22-2783

お問い合わせは

日本医療経営者共済協同組合

〒561-0872 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号 緑地駅ビル6階  
TEL.06-6867-5151

E-mail uketsuke@iryoukyousai.jp

<http://iryoukyousai.jp/>

# 休業補償プラン 掛金料率表

## Aプラン

※月額補償 1万円あたりの掛金(単位:円)

てん補期間	1年		2年	
	年 扟	月 扟	年 扟	月 扟
25~29歳	¥1,036	¥89	¥1,310	¥113
30~34歳	¥1,269	¥109	¥1,582	¥136
35~39歳	¥1,548	¥133	¥1,959	¥168
40~44歳	¥1,897	¥163	¥2,409	¥207
45~49歳	¥2,223	¥191	¥2,933	¥252
50~54歳	¥2,584	¥222	¥3,436	¥295
55~59歳	¥2,724	¥234	¥3,709	¥319
60~64歳	¥2,852	¥245	¥4,023	¥346
65~69歳	¥3,137	¥270	¥4,777	¥410
70~74歳	¥4,377	¥376	¥7,176	¥617
75~79歳	¥5,936	¥510	***	***

## Bプラン

※月額補償 1万円あたりの掛金(単位:円)

てん補期間	1年		2年	
	年 扟	月 扟	年 扟	月 扟
25~29歳	¥873	¥75	¥1,017	¥87
30~34歳	¥1,083	¥93	¥1,305	¥112
35~39歳	¥1,339	¥115	¥1,670	¥143
40~44歳	¥1,688	¥145	¥2,145	¥184
45~49歳	¥2,014	¥173	¥2,632	¥226
50~54歳	¥2,328	¥200	¥3,074	¥264
55~59歳	¥2,468	¥212	¥3,306	¥284
60~64歳	¥2,607	¥224	¥3,528	¥303
65~69歳	¥2,815	¥242	¥4,235	¥364
70~74歳	¥3,981	¥342	¥7,066	¥607
75~79歳	¥5,413	¥465	***	***

## Cプラン

※月額補償 1万円あたりの掛金(単位:円)

てん補期間	3年		5年	
	年 扟	月 扟	年 扟	月 扟
25~29歳	¥196	¥18	¥283	¥26
30~34歳	¥218	¥20	¥305	¥28
35~39歳	¥283	¥26	¥403	¥37
40~44歳	¥446	¥41	¥675	¥62
45~49歳	¥729	¥67	¥1,099	¥101
50~54歳	¥1,283	¥118	¥1,957	¥180
55~59歳	¥2,218	¥204	¥3,403	¥313
60~64歳	¥3,806	¥350	¥5,893	¥542
65~69歳	¥5,773	¥531	***	***

## 共済金のお支払い例

他にご加入の生命保険や損害保険とは関係なく共済金をお支払いします。

### ケガ

交通事故による骨折で、入院と自宅療養の期間、休診した。

就業不能期間 1ヶ月と15日  
[入院28日+自宅療養17日]

共済金額(月額) 100万円ご加入の場合

- 共済金お支払いの対象期間 1ヶ月と15日
- お支払いする共済金

100万円  
×  
1ヶ月

+ 100万円  
×  
15/30

→ 1,500,000円



### 病気

胃の腫瘍切除で手術を受け、入院と自宅療養の期間、休診した。

就業不能期間 1ヶ月と24日  
[入院21日+自宅療養33日]

共済金額(月額) 200万円ご加入の場合

- 共済金お支払いの対象期間 1ヶ月と24日
- お支払いする共済金

200万円  
×  
1ヶ月

+ 200万円  
×  
24/30

→ 3,600,000円



### 長期療養

脳梗塞で半身不随、手術、入院、リハビリにより長期療養した。

就業不能期間 4年  
[入院+自宅療養]

共済金額(月額) Aプラン 200万円ご加入の場合  
Cプラン 100万円ご加入の場合

- 共済金お支払いの対象期間  
Aプラン 1年 / Cプラン 3年
- お支払いする共済金

200万円  
×  
12ヶ月

+ 100万円  
×  
36ヶ月

→ 60,000,000円

